

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

猿払村

2. 構造改革特別区域の名称

猿払村「心と体を育む給食特区」

3. 構造改革特別区域の範囲

北海道宗谷郡猿払村

4. 構造改革特別区域の特性

猿払村は日本最北端の稚内市と北側を接し、東側はオホーツク海に臨み、西側の宗谷丘陵から海に向かい 20m から 200m ほどの段丘地が広がる人口 2,795 人（住基H23.11.1）、面積 590.00 k m²の「北海道一広い村」である。本村は一年を通し冷涼な気候で、村の総面積の約 78%を森林が占めており、水と緑に囲まれた自然環境の中で酪農業と水産業が基幹産業として営まれている。酪農業の牛乳、水産業のホタテ、どちらも国内有数の生産量を誇っている。

当村は、以前は 1 か所の常設保育所と 3 か所のへき地保育所を設置し子育て世代を支援してきたが、入所者数の減少や施設の老朽化などから統合が進み、現在は常設保育所 2 か所となっている。村内には幼稚園が無いことや、近年は子どもの数が横ばいで推移しており、また、一次産業が中心という産業形態や核家族化と合わせ就労形態の多様化も進んでいるため、3 歳未満児も含め保育所への入所希望が増えている。更に延長保育、療育児保育、土曜保育、一時保育などの保育サービスと学童保育の充実が求められている。また、家庭や地域における子育て力の低下に伴い、子育てに不安を持つ家庭が増えていることもあり、村内の 2 保育所に子育て支援センターを設置し、子育て親子の交流と気軽な相談など次世代を担う子ども達を安心して育てるための環境づくりの重要な役割を担っている。

特区申請の区域にある浜鬼志別保育所は、村最大の漁業集落に設置しており、村の中心市街にある鬼志別保育所とは車で 10 分ほどの所に位置している。浜鬼志別保育所は昭和 39 年にへき地保育所として開設し、昭和 55 年 4 月に現在の場所に新設され定員 30 名の常設保育所となっている。給食調理設備は平成 12 年 1 月に一部の改修を行ったが、調理室面積が狭い上に建物や設備の老朽化も著しく、今後も安全・安心な給食を調理し提供することが難しくなっている。また、厳しい財政状況の中では、調理室の増築、厨房設備の改修に係る支出も困難な状況である。

浜鬼志別保育所から約 5 km と比較的近くにあり、平成 16 年 2 月に新築された鬼志別保育所において両施設分の給食を調理し、浜鬼志別保育所へ搬入することで安心安全な給食の提供を確保し、更に、調理員の人件費及び設備投資への経費節減と、食材調達などの合理化を図り、多様化する保育サービス、子育て支援サービス充実への取り組みを可能とする。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本村においても、核家族化や就労形態の多様化の中で、家庭や地域での保育力の低下が否めなく、保育サービスへの要求は高まる傾向にある。その多様な保育ニーズに対応するため、保育所での保育サービス、子育てサービスの支援を充実させていく必要がある。

そこで本特例措置を活用し、鬼志別保育所において両施設の全年齢の園児分を一括調理し給食を提供することで、給食の安全の確保はもとより調理員の配置の効率化、食材等購入の合理化などを図り、厳しい財政状況の中でも軽減された財源を保育サービスや子育て支援策の充実に充てることを可能とする。

また、本村の食育年間計画に基づき、正しい食習慣などを育むための活動を進めるとともに、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の推進、地域の活性化に寄与することができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 鬼志別保育所で浜鬼志別保育所分の食材も一括購入し調理を行った上で、外部搬入を実施することにより、給食に係る経費の節減を可能にし、節減された経費を利用して保育・子育て支援サービスの充実を図る。
- ② 体調不良児及びアレルギーを持つ子どもへの対応として、対応マニュアルに基づき、保護者と保育所が十分に連携をとり、それぞれの状態に合わせた食材の調理を行い、安心・安全な給食を提供する。
- ③ 「年間保育課程（食育）」に基づき、保育所での食事を生きた教材とする。集団生活の中で共通の食事をとることで、栄養バランスの良い食事、食事のマナー、衛生意識などを学び、正しい食生活を身につけさせる。また、地元食材を活用することにより、安心・安全でおいしい給食を提供し、地産地消の促進と地元への愛郷の心を育む。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 鬼志別保育所で両保育所分の食材の一括購入・調理を行うことにより、経費が節減され、それを財源に給食内容の充実はもとより、保育環境の改善および保育サービス・子育て支援サービスの充実に活用することができる。
- ② 地元食材を取り入れることにより、地産地消の促進による地域活性化と愛郷心を育むことができる。
- ③ 地元食材を活用した給食の提供と合わせ食育を推進することで、園児及びその保護者が食への関心を高め、生涯にわたる食を育む力を身につけ、健全な人間形成を図ることができる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

①子育て支援施策の充実

給食を外部搬入することで、浜鬼志別保育所の老朽設備更新費用の軽減と調理員の配置の効率化、食材等購入の合理化を図り、それにより生まれた財源を多様な保育ニーズ、子育て支援ニーズなど多様な施策の充実に充てる。また、「心と体の自立を促す保育」という保育方針の実践を進め、更に保護者と保育所間の十分な連携を図るためにも情報の発信を行っていく。

②食育の推進

核家族化や共稼ぎなど生活スタイルの変化により、家庭での望ましい食習慣を身につけることが難しくなっており、保育所での給食により子どもたちの正しい食生活や食習慣を定着させるとともに、食に関する情報を家庭に向け発信し保護者の食に対する意識の高揚を図る。

③地産地消の推進

本村は、第1次産業の村であり、ここで取れた食材を給食に利用することで、安心安全な給食の提供と地域の活性化、地元に対する愛郷の心を育成する。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

猿払村内の公立保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

浜鬼志別保育所の給食を、鬼志別保育所調理室において一括調理を行った給食を搬入する方式に転換し、保育の充実と児童の健全育成、調理員の配置や食材購入の合理化を図る。また、浜鬼志別保育所へも栄養士などを配置し、衛生管理に十分配慮した配膳と、各年齢や食物アレルギーを持った子ども、体調不良児へ対応した給食の提供など柔軟に行う。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」における留意事項を遵守する。

浜鬼志別保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりである。なお、再加熱設備としてガステーブル、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、配膳に必要なフードワゴンなど必要な設備が配置されている。

〈浜鬼志別保育所調理室設備の状況〉

調理室面積	26.45㎡
調理設備	ガステーブル2口 1台、オーブン 2台、冷凍冷蔵庫 1台 冷蔵庫 1台、食器消毒保管庫 2台、食器棚 1台 ワークテーブル 1台、フードワゴン 1台、

(2) 外部搬入による給食は、鬼志別保育所栄養士が献立を作成し、毎月の献立会議において、園児の年齢に応じた調理ができるよう、栄養士と調理員等が調理方法等についての意思統一を図る。また、アレルギー児については、事前に保護者から提出されている連絡票をもとに、体調不良児については、搬入先の保育所が園児の様子を確認したうえで、鬼志別保育所栄養士と連絡を取りながら調理・提供する。

(3) 調理方式は、調理実施の鬼志別保育所調理室から浜鬼志別保育所までの搬送時間が10分程度のため、食材を加熱調理後、冷凍、冷蔵はせずに運搬し、速やかに園児などに提供する。配送方法は、専用のケースに入れ、給食運搬車で運搬し、浜鬼志別保育所調理室へ

搬入する。保存が必要なものについては冷蔵庫等で保管をし、再加熱が必要な場合についてはガステーブルやオーブンで再加熱を行い、配膳する。

- (4) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」の第4の2の規程及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。
- (5) 年間保育課程（食育）に基づき、保育所での給食を通して栄養バランスの良い食事、また、集団生活の中で共通の食事を取ることで食事のマナーや衛生について学ぶ。更にクッキングやもちつき会など行事を通して食への興味を醸成し食べる意欲を培う。

〈給食の配送計画〉

午前11時20分 鬼志別保育所で調理終了後、浜鬼志別保育所へ配送

午前11時30分 浜鬼志別保育所到着後、調理室へ搬入し、配膳開始

午前11時45分～午後12時30分 給食終了

午後1時40分 鬼志別保育所でのおやつ調理後、浜鬼志別保育所へ配送

午後1時50分 浜鬼志別保育所到着、帰りに、食缶等回収

（給食・おやつの食器などは浜鬼志別保育所で洗浄・保管）

〈鬼志別保育所調理室の概要〉

調理室面積	38.88㎡
職員数	栄養士 1人 調理員 3人（パート含む） 運転手 1人
調理能力	120食/日
調理設備	炊飯釜、ガステーブル、ガスフライヤー、オーブンレンジ、スチームコンベクションオーブン、保存食用冷凍庫、冷凍冷蔵庫、冷凍庫、食器洗浄機、フードワゴン、オゾン発生機、食器消毒保管庫、包丁まな板殺菌庫、シンク、エアコン、ワークテーブル